

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主からの受託責任を遂行するため安定した経営基盤を確保し、株主資本利益率の向上に努め、株式分割や増配等で株主還元を進めること及び適切なディスクロージャーでアカウンタビリティを果たすことがコーポレート・ガバナンスの基本との認識で会社運営を行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ユーシンインダストリー	4,376,189	24.56
小谷 真由美	2,162,101	12.13
BNP PARIBAS SEC SERVICES LUXEMBOURG/ JASDEC/ ABERDEEN GLOBAL CLIENT ASSETS(常任代理人香港上海銀行東京支店)	1,217,471	6.83
野村信託銀行株式会社(信託口3071019)	774,950	4.35
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(リテール信託口620021158)	774,900	4.35
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	617,300	3.46
京都中央信用金庫	544,487	3.06
株式会社三菱東京UFJ銀行	424,993	2.39
株式会社京都銀行(常任代理人資産管理サービス信託銀行株式会社)	352,299	1.98
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(三井住友信託銀行再信託分・株式会社三井住友銀行退職給付信託口)	342,066	1.92

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
西口 泰夫	他の会社の出身者								△			
松久 寛	学者								△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西口 泰夫	○	東京証券取引所が規定する独立役員に指定しております。	京セラ株式会社の代表取締役社長など要職を歴任される中で培った経営全般に亘る高い知識と経験から、当社の管理監督を始め、経営に適切な助言を得られるため、社外取締役として選任しております。
松久 寛	○	東京証券取引所が規定する独立役員に指定しております。	機械工学の学識経験者としての専門的な知見を発揮していただけるため、当社の社外取締役として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況	更新
-----------------------	----

監査役と会計監査人の連携については、会計監査人の監査計画について説明を受けるとともに、四半期末におけるレビューならびに期末監査における監査の実施状況の報告を受けております。
 内部監査室の監査結果については、監査役も内部監査結果報告書を閲覧し、必要に応じて意見交換を行っております。
 また、常勤監査役は任意に内部監査の場に立会い、内部監査室による社長報告会に出席しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
折田 泰宏	弁護士										△			
吉川 孝雄	学者													
鎌倉 寛保	公認会計士										△			

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - h 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - i 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - j 上場会社の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)	更新
-----------	----

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
折田 泰宏		折田泰宏氏は、弁護士で、けやき法律事務所の所長であります。過去に、当社はけやき法律事務所との間で法律顧問契約を締結しておりました。なお、同取引は当社の事業規模に比して僅少であり、連結売上高の0.1%未満であります。	法律の専門家としての知見を監査役として発揮していただけるため、当社の社外監査役として選任しております。
吉川 孝雄	○		工学の専門家としての知見を監査役として発揮していただけるため、当社の社外監査役として選任しております。 なお、同氏は、東京証券取引所の定めている独立役員の独立性に関する判断基準のいずれにも該当しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、当社の独立役員としております。

鎌倉 寛保	鎌倉寛保氏は、公認会計士であり、過去に、当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツに勤務していました。なお、同氏はトラスコ中山株式会社及び株式会社フジオフードシステムの社外監査役を兼任しておりますが、これらの会社と当社の間には取引関係はありません。	会計の専門家としての知見を監査役として発揮していただけるため、当社の社外監査役として選任しております。
-------	--	---

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
該当項目に関する補足説明	

各取締役の成果と会社業績を考慮して役員賞与の決定と役員報酬の改訂をしており、これ以外の特別なインセンティブの付与は今のところ必要性がないと考えているため実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明 更新	

平成27年3月期において、取締役7名に対して支払った報酬は178,560千円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

社外取締役及び社外監査役への情報伝達については、毎月開催される取締役会に提出される報告書類(月次決算報告書、各取締役からの業務報告ならびに各幹部社員からの報告書)により必要の都度情報を得られる体制としております。
また、社外監査役へは、常勤監査役を通じて社内の重要会議の内容伝達、3ヶ月毎の代表取締役との意見交換会を実施しております。
なお、社外監査役を補佐する専任担当者はおりませんが、要求があり次第任命する予定であります。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 当社の取締役会は取締役6名(うち、社外取締役2名)で構成され、当社の業務執行方針を決定し、取締役の職務の執行状況を監督しております。取締役会は毎月1回開催され、重要事項は全て付議されており、業績の進捗についても討議し、対策等を検討しております。
社外取締役は、取締役会において、社外の独立した視点からの意見と大所高所からの有用な助言を通じ、経営全般に対して管理監督を行うとともに、監査役及び内部統制部門を管掌する取締役等との意見交換等を行っております。

(2) 定例の取締役会のほかに、役員ミーティングを毎週1回開催しております。このため、会社の状況にかかる全ての重要事項については全ての役員が情報共有しており、経営の重要事項に対して十分な議論を尽くし、かつ、迅速な意思決定を下すことができる体制となっております。

(3) 当社の監査役会は4名(うち、社外監査役3名)で構成されております。各監査役は、監査役会で策定された監査方針及び監査計画に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議への出席や、業務及び財産の状況調査を通じて、取締役の職務遂行を監査しております。定例取締役会

には全員が、役員ミーティングや幹部会議等の重要な社内会議には常勤監査役が出席して会社の状況にかかる重要事項について情報共有しておりますので、取締役の業務執行につき密度の高い監査ができる体制となっております。

(4)業務執行と経営監視機能の分離という観点から、平成15年4月1日より執行役員制度を導入しており、現在は取締役でない執行役員1名がおります。

(5)内部監査につきましては、社長直轄の内部監査室(2名)が担当しており、期首に策定した内部監査計画に基づき、当社の本社及び国内の全営業拠点を1年で2回、海外駐在員事務所と海外現地法人を1年で1回巡回して業務全般にわたる監査を実施し、監査結果は直接社長に内部監査結果報告書をもって報告されております。被監査部門に対しては監査結果を踏まえて改善指示を行い、遅滞なく改善状況を報告させて内部監査の実効性を担保しております。

(6)監査役監査につきましては、定例取締役会には全員、役員ミーティング等の重要な社内会議には常勤監査役が出席して、法令及び定款違反、株主及び会社の利益を害するおそれのある事実の有無について重点的に監査を実施しております。

(7)会計監査につきましては、会計監査業務を執行した公認会計士は、西村 猛氏及び三浦 宏和氏であり、有限責任監査法人トーマツに所属し監査業務に係る補助者は、公認会計士5名及び会計士補等2名、その他4名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

高度な専門知識と豊富な経験を有する取締役ににより構成される取締役会が当社の業務執行方針を決定することにより、全ての業務執行が適性かつ円滑に行われる体制となっております。当社は単一事業であり、現状の事業規模を勘案すると、少人数の取締役による迅速な意思決定と機動的な業務執行が可能な現行体制に合理性があると考えております。

これに加え、豊富な専門的知見を有した社外監査役を含む監査役会の厳正な監査が行われることで経営への監視が行き届く体制となっております。

以上の現行体制により、当社のコーポレートガバナンスに関する体制は十分に機能していると考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避して開催しています。
招集通知(要約)の英文での提供	当社英文ホームページにて、招集通知を英文にて提供しております。
その他	招集通知については、株主へ発送するとともに、当社ホームページに掲載しております。 株主総会では招集通知添付書類の説明と併せて、ビデオプロジェクターを使った説明を行っています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	情報開示の基本方針、情報開示の方法、沈黙期間、第三者への情報開示と第三者による業績予想、IR情報サイトにおける投資家情報の位置付けを定めてウェブサイト上で公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	会社主催の定期的な個人投資家向け説明会は開催しておりませんが、証券会社やコンサルティング会社主催の個人向け説明会は少なくとも年に一度参画しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算、第2四半期決算説明会のほか、国内及びヨーロッパ、米国で機関投資家への個別訪問、スモールミーティングを行い、電話取材にも随時対応しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	米国、英国を中心に個別訪問を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算説明会、第2四半期決算説明会資料、株主通信及びアニュアルレポートなどを日本語版だけでなく英語版も掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	社長直轄の経営企画室がIRを担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営理念に記載しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001の活動として実施しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

- 1、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
法令遵守等に関する啓蒙、研修を実施し、コンプライアンス意識の浸透を図ることと、違反行為の通報手順を定めた「内部通報規程」を制定しています。
- 2、当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
法令及び社内規程（「文書取扱規程」「内部情報管理規程」「情報システム管理規程」等）により、情報の保存、管理を実行する体制としています。
- 3、当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
現状考えられる損失の危険については、その重要度により委員会を設置し対応、協議する体制としています。
また今後において当社に損失を与える事象が発生した場合は、直ちに担当役員が取締役及び監査役に報告し、役員全員で協議対応する体制としています。
- 4、当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制
以下により取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保しています。
(1) 取締役会にて重要事項の決定、取締役の業務執行状況の監督をしています。
(2) 役員ミーティングにて取締役、執行役員、監査役との間で情報を共有しています。
(3) 幹部会議、YSM経営会議にて経営に関する重要事項の通達、状況把握、業務指導を実施しています。
(4) 子会社会議の場で当社及び子会社に関連する情報を共有するとともに重要な事項については審議決定を行っています。
- 5、当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制及び子会社の取締役の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制
内部監査室による内部統制システムの整備を推進するとともに、子会社については「子会社管理規程」により、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報を子会社から当社への定期的な報告を義務付けております。
また重要事項については取締役会等で協議し、課題の解決を図っております。
- 6、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は取締役会のほか、経営会議等の必要とされる重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社の取締役、使用人及び子会社の取締役にその説明を受けるものとしています。
- 7、当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
監査役の職務を補助すべき使用人については必要に応じて監査役スタッフを置くことが出来ます。また監査役スタッフへの指揮命令権は監査役に属するものとします。
- 8、監査役会または監査役等へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は監査役会または監査役等へ報告を行った役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保し、その旨周知徹底しております。
また「内部通報規程」により当該通報をしたこと自体による解雇その他の不利益取扱いの禁止を明記しています。
- 9、当社の監査役の職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当社は監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理することとしています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力に対して毅然とした態度で臨むとともに、これら反社会勢力には警察等の関係専門機関との情報交換及び連携を密接に行い、上記方針を社員に徹底しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

